

債権パラダイムから契約パラダイムへ

— 債権法改正による基本パラダイムの転換 —

早稲田大学 法務研究科 教授 吉田克己

本年(2015年)3月31日に、「民法の一部を改正する法律案」が第189回国会に提出された。正式な改正作業に先立つ債権法改正検討委員会の作業が始まったのが2006年10月であったから、それからほぼ10年の時間を経て、改正法案の国会上程にまで至ったわけである。この改正法案は、安保法案審議のあおりを受けるなどして通常国会では結局審議されず、継続審議となった。臨時国会は招集されないようであるから、改正法案が成立するのは、ほぼ1年先送りということになりそうである。

債権法改正検討委員会が作成した「債権法改正の基本方針」と比べると、改正構想は大幅に内容をそぎ落とされている。意見の対立する論点は改正を断念し、おおむね一致できるところで改正法案をまとめた結果である。しかし、それでも改正法案は債権法を中心とする民法の大改正であり、これが成立すると、不動産の実務にも大きな影響を与えることになる。個々の制度についての理解も重要ではあるが、何よりも重要と思われるのは、民法の基本的考え方が変更されることを押さえることである。

民法は、いわゆるパンデクテン体系を採用している。そこでの法的思考の単位は、物権あるいは債権という権利である。これを「債権パラダイム」と呼んでおきたい。このパンデクテン体系が変わるわけではない。しかし、この体系を維持しつつ、改正法案は、それとは異質な、契約を中心とする法的思考を導入しようとしている。「債権パラダイム」から「契約パラダイム」への移行である。以下、債務不履行に基づく損害賠償という論点を取り上げて、この点を眺めてみたい。

現行民法は、債務不履行の場合に債権者が損害賠償を請求することができる旨を規定する(415条)。この請求のためには、債務者に帰責事由があることが必要である。伝統的理論は、この損害賠償責任を次のように説明した。つまり、債権は、目的物の給付を債務者に求める権利である。債務者がこの給付を行わないとすれば、それは債権者の権利を侵害していることになる。権利侵害がある場合には、侵害者の故意過失を要件として損害賠償義務が発生する。これが、民事責任法の基本的考え方である。したがって、債務不履行の場合にも、債務者の帰責事由すなわち故意過失があることを要件として、損害賠償義務が認められる(過失責任主義)。このように、債務不履行責任は、権利侵害と捉えられ、不法行為責任に準じた形で組み立てられたのである。

これに対して、改正構想検討の当初、単純に帰責事由を廃止するという案が提示された。損害賠償責任の免責事由としては、「債務者が引き受けていなかった事由」を定めるというのがそこでの構想であった。この前提にあるのは、契約当事者の責任の根拠には契約の拘束力があるという考え方である。そうであれば、債務者が債務を履行しない場合に問題となるのは、債務不履行というよりも契約違反であり、その免責事由も、契約に基づく当事者間のリスク配分のあり方に基づいて決

められるべきことになる。「債務者が引き受けていなかった事由」という文言が意味するのは、そのような契約パラダイムの考え方であった。契約違反は、不法行為責任とはまったく異なる帰責根拠に基づいて処理されるべきものなのである。

この構想に対しては、実務界から強い抵抗が示された。現行法における過失責任の考え方で特に実務上の問題が生じていない以上、改正を行う必要はないということである。先に触れたように、意見が対立する論点については改正を断念するというのが今回の改正当局のスタンスであったが、この帰責事由に関しては、改正当局は容易には妥協しなかった。結局、帰責事由の文言は復活したが、それに修飾語が付けられ、免責事由は、「債務の不履行が契約その他の債務の派生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」とされたのである。この改正案は、帰責事由という文言の復活はいわばリップサービスにすぎず、免責の可否は契約の趣旨に照らして判断されることを示している。伝統的理解における過失主義は、結局、放棄されたのである。ここでは、注意して眺めれば、契約パラダイムへの移行が明確な形で見出される。

この契約パラダイムへの移行は、改正法案に貫徹しているわけでは必ずしもない。たとえば、損害賠償の範囲（416条）については、当初は契約の趣旨に基づいて損害賠償の範囲を決めるという契約パラダイムに基づく改正構想が提示されていたが、それが放棄されて、現行規定が基本的に維持されることになった。しかし、解釈においては、ここでも契約パラダイムが重要な機能を果たしていくだろうことが予測される。また、瑕疵担保責任が契約不適合責任に改められることにも、契約パラダイムの考え方が示されている。

このような基本的考え方の変化を踏まえつつ、改正法案に示された個々の法制度の改正に関する理解を深めることが望まれる。